

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ 弁護士 山崎 寛也
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル10階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成26年5月13日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	京都きもの友禅株式会社
証券コード	7615
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（その他（エグゼンプレッド・リミテッド・パートナーシップ））
氏名又は名称	オリンパス・シルク・ホールディングスIIII、エル・ピー
住所又は本店所在地	エムアンドシー・コーポレートサービス・リミテッド気付、私書箱309GT、ウグランド・ハウス、サウス・チャーチ・ストリート、ジョージ・タウン、グランド・ケイマン、ケイマン諸島
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル10階 外国法共同事業法律事務所リンクレータース 弁護士 山崎 寛也
電話番号	03-6212-1200

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.4
訂正される報告書の報告義務発生日	平成26年5月1日
訂正箇所	平成26年5月9日付で変更報告書No.4を提出いたしましたが、記載に誤りがありましたので、訂正いたします。

（訂正前）

【表紙】

【根拠条文】

法第27条の25第1項

（訂正後）

【表紙】

【根拠条文】

法第27条の25第1項及び第2項

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（2）【保有目的】

投資、経営参加及び重要提案行為等を行うこと。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（2）【保有目的】

該当なし

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成26年5月1日	株券(普通株式)	1,804,000	9.75	市場外	処分	1,012

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
平成26年5月1日	株券(普通株式)	1,804,000	10.31	市場外	処分	京都きもの友禅株式会社	1,012